飯塚農業振興地域整備計画書

(案)

	旧飯塚	旧穂波	旧筑穂	旧庄内	旧頴田
地域指定年度	昭和46年	昭和47年	昭和48年	昭和48年	昭和48年
地域相处十段	10月28日	10月26日	10月4日	10月4日	10月4日
計画等字左曲	昭和49年	昭和49年	昭和49年	昭和49年	昭和49年
計画策定年度	3月25日	5月31日	5月31日	5月31日	8月13日
	平成6年	平成5年	平成元年	平成8年	平成10年
計画見直し年度 	10月12日	12月9日	10月24日	2月16日	5月26日
	平成18年	平成16年	平成7年	平成16年	
	1月11日	4月5日	9月28日	1月22日	

令和3年3月 福岡県 飯塚市

目 次

第 1	農用地利用計画············1
1	土地利用区分の方向 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
	(1) 土地利用の方向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	ア 土地利用の構想・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
	イ 農用地区域の設定方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
	(2) 農業上の土地利用の方向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	ア 農用地等利用の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	ウ 特別な用途区分の構想・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
2	農用地利用計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
第 2	農業生産基盤の整備開発計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
1	農業生産基盤の整備及び開発の方向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2	農業生産基盤整備開発計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
3	森林の整備その他林業の振興との関連
4	他事業との関連・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第3	- 農用地等の保全計画····································
1	農用地等の保全の方向 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
2	農用地等保全整備計画 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
3	農用地等の保全のための活動 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
4	森林の整備その他林業の振興との関連 · · · · · · · · · · · · 8
第4	農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画 9
1	農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向・・・・・・9
-	(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	(2) 効率的かつ安定的な農業経営の指標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
0	(3) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
2	農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策・・10
3	森林の整備その他林業の振興との関連 ・・・・・・・・・・・・・・・11
第5	
1	農業近代化施設の整備の方向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
2	農業近代化施設整備計画 · · · · · · · · · 12

3	森林の整備その他林業の振興との関連・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
第6	○ 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
1	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
2	農業就業者育成・確保施設整備計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
3	農業を担うべき者のための支援の活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
4	森林の整備その他林業の振興との関連・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
第7	′農業従事者の安定的な就業の促進計画 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	15
1	農業従事者の安定的な就業の促進の目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
2	農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
3	農業従事者就業促進施設 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	17
4	森林の整備その他林業の振興との関連・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
第8	3 生活環境施設の整備計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18
1	生活環境施設の整備の目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18
2	生活環境施設整備計画 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	18
3	森林の整備その他林業の振興との関連・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18
4	その他の施設の整備に係る事業との関連 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18
第9	付図 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	19
1	土地利用計画図(付図 1 号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
2	農業生産基盤整備開発計画図(付図2号) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
3	農用地等保全整備計画図(付図3号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
別	記 農用地利用計画 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	(1) 農用地区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	ア 現況農用地等に係る農用地区域····································	
	(2) 用途区分 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	

第1 農用地利用計画

- 1 土地利用区分の方向
- (1) 土地利用の方向
 - ア 土地利用の構想

■位置及び自然環境

飯塚市は福岡県のほぼ中央に位置し、東は田川市を中心とする田川圏域に、西は福岡市を中心とする福岡都市圏域に、南は久留米市を中心とする久留米圏域に隣接し、北は北九州市を中心とする北九州圏域に近接している。

本市は南北に流れる遠賀川に沿って平野が広がり、東は関の山、西は三郡山地等に挟まれている。盆地を形成しているため、気候は夏冬・昼夜の気温差が大きく、内陸性気候の特徴を示す。市域の面積は 21,407ha で、市街地と山頂や山腹を除いた農業地域 8,284ha が農業振興地域に指定されている。

■人口の動向

本市の人口は、平成7年の140,463人をピークに減少傾向にあり、平成27年は129,146人で、平成7年と比較すると20年間で11,317人(8.1%)減少している。世帯数は、都市化の進展や核家族化の進行等によりいまだ増加傾向にあり、平成27年で54,732世帯となっている。また、少子高齢化も進行しており、平成27年の65歳以上の老年人口は37,210人で29.1%となり、平成7年以降、老年人口が15歳未満の年少人口を上回っている。

■農業の動向

本地は肥沃地が多く、米麦を中心に、野菜、果樹、花き、畜産等の複合的な農業生産が行われている。一方で、就農者の高齢化、後継者・担い手不足などにより、耕作放棄地が増え、経営耕地面積、農家戸数、農業就業人口はいずれも大きく減少している。こうした中、多様な担い手の育成・確保、農地集積の推進、農地や森林の多面的機能維持などが重要性を増している。

土地利用の現況及び目標

(単位	•	実数	ha	•	比率%)

区分		月地 地)	農業 施設		森林・	・原野	住宅	三地	工業	用地	その	他	計	-
年次	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現在 (R 元)	2, 689	32. 5	15	0.2	1, 721	20.8	ı	_			3, 859	46. 6	8, 284	100
目標 (R10)	2, 686	32. 4	15	0. 2	1, 721	20.8		_			3, 862	46. 6	8, 284	100
増減	$\triangle 3$		0		0						3		0	

(注)各土地利用区分の比率は小数点1桁の四捨五入で表示されており、合計は100とならない。

イ 農用地区域の設定方針

(ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本地域にある現況農用地(農地) 2,689ha のうち、a~c に該当する農用地 2,052ha (農地 2,024ha、採草放牧地 28ha) について、農用地区域を設定する方針である。

a. 集団的に存在する農用地

10ha 以上の集団的な農用地

- b. 土地改良事業又はこれに準ずる事業(防災事業を除く)の施行に係る区域内にある土地
 - ・農業用用排水施設の新設又は変更(いわゆる不可避受益地を除く)
 - 区画整理
 - ・農用地の造成(昭和35年以前の年度にその工事に着手した開墾建設工事を除く)等
- c. a 及び b 以外の土地で、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を 図るためその土地の農業上の利用を確保することが必要である土地

ただし、cの土地であっても、次の土地については農用地区域には含めない。

- ・集落区域内に介在する農用地
- ・自然的な条件等からみて、農業の近代化を図ることが相当でないと認められる農 用地
- ・中心集落の整備(中小企業の誘致、住宅の建設等)に伴って拡張の対象となる集 落周辺農用地

当該農用地面積合計 637ha

(イ) 土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針 該当なし。

(ウ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある農業用施設用地のうち、(ア) において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって、当該農地と一体的に保全する必要があるもの 15ha について農用地区域を設定する。また、2ha 以上の農業用施設用地は下表のとおりである。

農業用施設の名称	位置 (集落名等)	面積	農業用施設の種類
養鶏場	筑穂地区	6. 6ha	鶏舎
計		6. 6ha	

(エ) 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針

本地域において、果樹の経営基盤拡大など、今後農業振興を図る上で必要な山林・原 野のうち、開発可能地 37ha について農用地区域を設定する。

(2) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

本地域は嘉穂盆地の北部に位置し、大部分は遠賀川の沖積層からなる平坦な水田地域であり、一部に丘陵地帯を有している。

本地域の農用地のうち、農地 2,024ha、採草放牧地 28ha、農業用施設用地 15ha、森林 原野等 37ha を農用地区域として設定する。

今後の土地利用については、実質化された人・農地プランを核として農地中間管理事業や農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定促進事業を通じて、中核的担い手に農地の利用集積を図るとともに、農作業受委託を推進する。

また、水稲などの土地利用型作物に関しては、集落等を単位とした営農組織による土地利用調整を促進し、作物の計画的作付けを図るとともに、麦・大豆、飼料作物の作付面積の拡大を図り、水田の有効利用を促進する。

(単位:ha)

区分)	豊 地		採革	採草放牧地			混牧林地			農業用 施設用地			計		
地区名	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現 況
飯塚地区	529	529	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	530	530	0	37
穂波地区	343	343	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	344	344	0	0
筑穂地区	678	677	Δ1	28	28	0	0	0	0	12	12	0	719	718	△1	0
庄内地区	279	279	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	279	279	0	0
頴田地区	195	195	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	195	195	0	0
計	2,024	2,023	Δ1	28	28	0	0	0	0	15	15	0	2,067	2,066	Δ1	37

(注) 各土地面積は小数点以下の四捨五入で表示されており、合計が合わない場合がある。

イ 用途区分の構想

■飯塚地区

当地区は本市の北西に位置し、当地区内の農業振興地域面積は 2,903ha と最も広く、本市全体の農業振興地域の 35%を占める。最も都市化が進行した地区で、市街地と北西部に連なる三郡山地に挟まれた地域にある。農業振興地域内の農地面積は 737ha あり、567ha を農用地区域に指定している。農用地区域のうち農地は 529ha、農業用施設用地は1ha、森林・原野等は 37ha である。

■穂波地区

当地区は本市の中央に位置し、当地区内の農業振興地域面積は 1,542ha で本市全体の

農業振興地域の 18.6%を占める。本地区のほとんどが遠賀川流域のなだらかな丘陵地である。農業振興地域内の農地面積は 471ha あり、344ha を農用地区域に指定している。農用地区域のうち農地は 343ha、農業用施設用地は 2ha である。

■筑穂地区

当地区は本市の南西に位置し、当地区内の農業振興地域面積は 1,954ha で本市全体の 農業振興地域の 23.6%を占める。主に三郡山地の山間部に広がっている。農業振興地域 内の農地面積は 841ha で、719ha 農用地区域に指定している。農地は 678ha、採草放牧地 は 28ha、農業用施設用地は 12ha である。農用地区域内に史跡である内野宿茶屋跡があり 県指定史跡になる場合には、周辺農地の営農環境に配慮しつつ、史跡公園としての整備 を計画している。

■庄内地区

当地区は本市の南東に位置し、当地区内の農業振興地域面積は 769ha と最も狭く、本市全体の農業振興地域の 9.3%を占める。本地域のほとんどが庄内川流域の山間に広がっている。農業振興地域内の農地面積は 285ha あり、279ha を農用地区域に指定している。農用地区域の用途区分はほぼ全て農地であり、農業用施設用地は 0.03 haのみである。

■頴田地区

当地区は本市の北東に位置し、当地区内の農業振興地域面積は 1,116ha で本市全体の 農業振興地域の 13.5%を占める。遠賀川流域と庄内川流域に広がっており、本市の中で は比較的平坦地で区画が広い農地が広がっている。農業振興地域内の農地面積は 252ha あり、195ha を農用地区域に指定している。農用地区域の用途区分はほぼ全て農地の 195 haであり、農業用施設用地は 0.1ha のみである。

ウ 特別な用途区分の構想

特別な用途区分の構想はない。

2 農用地利用計画

別記のとおりとする。

第2 農業生産基盤の整備開発計画

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

本地域内にある農用地のうち、水田については生産性の高い農地が形成されているが、畑地については団地性に乏しく散在的である。土地改良整備事業や基盤整備事業並びに県営は場整備事業等により土地基盤整備が進められており、平成29年の整備済みのほ場面積は1,508haであり、要ほ場整備面積2,022haに対するほ場整備率は74.6%となっている。今後も土地基盤整備を推進するとともに、農道、用水路、ため池等の整備とその適切な

今後も土地基盤整備を推進するとともに、農道、用水路、ため池等の整備とその適切な維持管理を行う。また、令和 5 年から令和 15 年にかけて久保白ダムで水利施設整備事業を計画している。

2 農業生産基盤整備開発計画

事業の種類	事業の概要	受益の	範囲	対図	備	考
事業の種類	争未の似安	受益地区	受益面積	番号	7/用	45
県(交)水利施設等整備事業	パイプライン 1 式 揚水機場 1 か所	久保白ダム	1, 166 ha	1		

資料:令和2年度 農業農村整備事業管理計画

3 森林の整備その他林業の振興との関連

特になし。

4 他事業との関連

第3 農用地等の保全計画

1 農用地等の保全の方向

近年、頻発する豪雨災害などの水害により、改めて農業施設においても水害対策が重要 視され、浚渫等の地元要望も多々あがっている。また、都市化の進展により、ため池上流 部から生活排水が流入し、ため池の水質悪化が問題となっている。今後は、ため池の保全 整備を推進し、水質浄化による生活環境改善に努めるとともに、老朽ため池の計画的な整 備を行うことで、災害防止を図る。

また、昭和 30 年初期ごろから進められた鉱害復旧事業により整備された農業用施設の 老朽化が進行しており、地元要望のある施設の部分変更・補修は実施しているものの、更 新の重要性がさらに増加すると危惧される。今後はこれらの施設状況を把握しながら、地 元ニーズに対応する事業の推進を図る。

2 農用地等保全整備計画

古光の廷将	事業の類画	受益0	り範囲	対図	/些	考
事業の種類	事業の概要	受益地区	受益面積	番号	備	与
県(防)ため池整備事業	堤体工 80m	高尾	12 ha	1		
県(防)ため池整備事業	堤体工 48m	仁保菰	10 ha	2		
県(防)ため池整備事業	堤体工 150m	笠城	35 ha	3		
県(防)ため池整備事業	堤体工 30m	昭和	24 ha	4		
農村環境整備事業(かんがい排水)	水路工 L=300m	上三緒	9. 5 ha	5		
農村環境整備事業(かんがい排水)	揚水ポンプ1式	鯰田	15. 9 ha	6		
農村環境整備事業(かんがい排水)	井堰工 1 式	相田	2. 4 ha	7		
農村環境整備事業(かんがい排水)	水路工 1 式	阿恵	2. 4 ha	8		
農村環境整備事業(かんがい排水)	井堰工 1 式	多田	5. 2 ha	9		
農村環境整備事業(ため池)	護岸工 1 式	勢田	2. 2 ha	10		
農村環境整備事業(ため池)	護岸工 1 式	大日寺	2. 6 ha	11		
農村環境整備事業 (ため池)	護岸工 1 式	椿	4. 3 ha	12		
農村環境整備事業(かんがい排水)	井堰工 1 式	平恒	1.6 ha	13		

資料:令和2年度 農業農村整備事業管理計画

3 農用地等の保全のための活動

耕作放棄地や管理不十分による農用地については、中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払交付金などの集落協定に基づく農地保全活動を推進するとともに、実質化された人・農地プランに基づき農地中間管理事業を活用することにより、中核農業者等の担い手への農地流動化を図り、農用地の生産性向上や農地の多面的機能の確保を図る。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合 的な利用の促進計画

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

農業構造の現状とその将来見通しのもとに、農業が職業として魅力あるものとなるよう、 将来の農業経営の目標を明らかにして、その実現に向けての施策を推進し、効率的かつ安 定的な農業経営を育成する。

効率的かつ安定的な経営の育成目標として、農業を主業とする農業者が、地域における 他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得(主たる農業従事者1人当たり370 万円程度、1経営体当たり490万円程度)、年間総労働時間(主たる農業従事者1人あたり 2,000時間程度)の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本市の農業生産の 相当部分を担うような農業構造を確立していくことを目標としている。

(2) 効率的かつ安定的な農業経営の指標

効率的かつ安定的な農業経営の指標として、水田の有効活用を図るため本市全域で行っている水田フル活用ビジョンを基に目標を例示すると次のとおりである。

営農類型	目標規模	作目構成	目標、内容
麦 大豆 (基幹)	麦 5ha 大豆 121ha 麦 450kg/10a 大豆 173kg/10a	麦 2. 1ha 大豆 112. 5ha 麦 154kg/10a 大豆 158kg/10a	目標:生産性の向上 担い手が麦・大豆を作付け、排水対策を 行い、収量向上による販売増大を図る取 り組みを支援する。
麦 (二毛作)	156ha 水田の麦二毛作 割合 64. 4% (全二毛作 242. 7ha)	水田の麦二毛作 割合 55.6%	目標:水田の高度利用 当年産において「主食用米と戦略作物」 又は「戦略作物同士」の組み合わせによ る二毛作を行う場合に、二毛作として作 付けする麦の作付面積に応じて助成する
ブロッコリーキャベツ	52ha	49ha	目標:生産性の向上 水田フル活用ビジョンに基づき、管内特 別振興野菜(ブロッコリー、キャベツ) 二毛作を作付け、収穫、販売をした場合、 その作付けに対し助成する。
WCS 用稲 飼料作物	飼料作物作付 面積 94ha 堆肥散布面積 38ha 実施率 40.4%	飼料作物作付 面積 246.9ha 堆肥散布面積 10.2ha 実施率 4.1%	目標:生産性の向上 耕畜連携の取り組み支援として、水田で 生産された粗飼料作物の供給を受けた家 畜由来の堆肥を粗飼料作物の作付水田に 施用し、コスト削減を図る取り組みを支 援する。

営農類型	目標規模	作目構成	目標、内容
飼料作物 (二毛作)	54. 4ha 水田の飼料作物 二毛作割合 22. 4% (全二毛作 242. 7ha)	63. 2ha 水田の飼料作物 二毛作割合 33. 7% (全二毛作 187. 4ha)	目標:水田の高度利用 当年産において「主食用米と戦略作物」 又は「戦略作物同士」の組み合わせ等に よる二毛作を行う場合に、二毛作として 作付けする飼料作物の作付面積に応じて 助成する。
スイートコー ン、カボチャ、 フキ、キュウ リ、イチゴ	24ha	21ha	目標:生産性の向上 水田フル活用ビジョンに基づき、管内特 別振興野菜(スイートコーン、カボチャ、 フキ、キュウリ、イチゴ)を作付け、収 穫、販売をした場合、その作付けに対し 助成する。
飼料用米	159. 5ha	162. 6ha	目標:生産性の向上 飼料用米については、多収品種(国指定) を作付け、収穫、販売した場合、作付面 積に対し助成する。
そば	70ha	0ha	目標:生産性の向上 水田フル活用ビジョンに基づき、販売を 目的として、そば(基幹)作付けする農 業者に対し、作付面積に応じて助成する。

(注)資料:飯塚市水田フル活用ビジョン

(3) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

本地域の農業は、水稲を基幹作物として、野菜・果樹・花・畜産等、複合的な農業経営からなっている。平成27年の農林業センサスによると、農地の経営耕地規模は1ha未満の農業経営体が全体の46.5%と約半数を占め、小規模農家も多い地域であるため、高齢化等に起因する離農などが進み、農家戸数が減少傾向にある。よって地域農業を維持・発展するために、水田における土地利用型農業経営体(集落営農組織・集落経営体)を育成するとともに、農地集積化・効率化を図り、管内の米に偏る生産から一定の農地規模を網羅する野菜品目への転換を進める。

2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図る ための方策

■農業経営改善の協力・連携

飯塚市は農業協同組合、飯塚普及指導センター等と連携のもと、指導体制を編成し、 集落単位での農業経営の将来展望とそれを担う経営体を明らかにするため、人・農地プランの話合いなどを通じて積極的な取組を促進する。

関係指導体制による営農診断、営農改善法策、減農薬栽培等の新たな技術の提示を行

い、地域の農業者が主体性を持って集落農業の将来について判断を行うこと等により、 各経営体の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

あわせて、農業協同組合や飯塚普及指導センターの指導の下に、既成施設園芸等の作型、品種の改善、新規作物の導入等や畜産農家との連携による農産物の高収益化を推進する。

■農地・農作業の流動化

実質化された人・農地プランに基づき農地中間管理機構の活用等を通じた農地の集積・集約化、農作業の受委託による生産コスト低減を促進するとともに、意欲的な農業経営の規模拡大に資するように努める。

土地利用型認定農業者としての認定が困難な小規模農家に対しても、地域の農地保全管理や集落営農組織のリーダーやオペレーターを担い手として位置づけ、農地・農作業の流動化を進め、地域の農業振興を図る。

小規模な兼業農家や高齢者の農家及び資産的に農地を保有している農家等を取り込ん だ営農方策を進め、地域ぐるみの地域農業振興の体制づくりを図る。

■認定農業者の育成

地域の土地利用調整を行うことを基本とする集落経営組織を育成する。特に、土地利用型農業の認定農業者を担い手として位置づけ、組織への農作業の受委託を進める。

農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の認定制度をより促進し、その認定を受けようとする農業者及び生産組織経営体については、飯塚市、農業委員会、農業協同組合、普及指導センター、農業共済組合等の担当職員で構成する協議会において十分な検討を行い、飯塚市長の認定を得るものとする。

認定農業者等への農用地の利用集積に加えて、その他の支援措置についても認定農業者等に集中的かつ重点的に行われるように努める。

■農業経営の法人化の促進

本市には地域農業の中核的機能を果たす農業法人組織が育成されつつある。今後は、 農業従事者の高齢化や担い手不足の課題を克服するため、農業法人組織の育成に取り組むとともに、組織の健全経営、経営体として地域農業に密着した活動できる法人組織育成支援に努める。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

第5 農業近代化施設の整備計画

1 農業近代化施設の整備の方向

本市では、生産基盤の整備、高性能農業機械の導入による生産コストの低減、経営の合理化、労働力の省力化を推進し、生産性の高い農業の実現に努め、近年は施設園芸の生産量も徐々に伸び、基幹作物である米麦ともに農業生産における重要な位置を占めるに至っている。

このような中で、地域特産物の育成や多様化する消費動向などに対応するために、ハウス野菜や花き、果樹等の地域特産物については、省力栽培施設や育苗施設、果樹棚等の農業近代化施設を整備拡充し、中核農家等を柱とした施設の共同利用を積極的に推進し、農業経営の安定と地域特産品のブランド化を目指した産地形成を図る。

また、食糧自給率の低い麦・大豆等については、生産性向上に対応しうる施設及び機械 の導入を推進するとともに、規模拡大を目指す意欲ある担い手への農地流動化を推進し、 資産拡大を図る。

畜産については、飼料自給率の向上及び省エネ技術や高性能機械の導入、飼育管理方式 の改善など、生産コストの低減を図る。

2 農業近代化施設整備計画

農業近代化施設の具体的な整備計画はない。

			受益の範囲		対図		
施設の種類	位置及び規模	受益地区	受益面積 (ha)	受益戸数 (戸)	利用組織	番号	備考
	該当なし						

3 森林の整備その他林業の振興との関連

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

販売農家における副業的農家数が 63.2% (平成 27 年農林業センサス) に達する本市においては、担い手の高齢化や兼業化が進行する中で農業の持続的発展を図るため、営農組織(機械利用組合、農作業受委託組織等)の育成、新規就農者、他産業の退職者等への就農支援を図るとともに、高齢農家、兼業農家においても持続的な営農が行われるよう、基幹農作業の受委託の体制づくりに取り組む。

2 農業就業者育成・確保施設整備計画

農業就業者の育成や確保のための施設の整備計画は特にないが、認定農業者を中心として、 経営基盤の強化を図るとともに、中途退職者、定年退職者、新規参入者を対象に、情報の提供、技術指導の諸研修、その他新規就農者の自立に必要な取り組みを推進する。

施設の種類	施設の内容	位置及び規模	施設の対象者	対図番号	備考
該当なし	_	_	_		

3 農業を担うべき者のための支援の活動

■新規就農者対策

平成23年から平成30年度の本市の新規就農者は19名で、学卒就農者は4名、39歳以下の離職就農者は11名、40歳以上の離職就農者は4名であった。今後、意欲と情熱を持った新規就農者を確保するため、情報の提供、知識・技術の習得のための体制を整備する。

このため、教育関連と連携して新規学卒者の就農を促進し、また、新規就農者等経験の浅い農業者に対しては支援体制の充実を図る。特に、農業次世代人材投資資金(旧青年就農給付金)に基づいた就農支援資金の貸し付け推進や青年が計画的に就農できるための関係機関の支援等を行い、円滑な就農環境の整備を促進する。

また、中途退職者、定年退職者等の離職就農者に対しても、就農支援を促進する。

■女性就農者の育成方針

本市の農業就業者人口の女性の割合は 47.8% (平成 27 年農林業センサス)を占め、基幹的農業従事者における女性の割合でも 38.5%を占めている。農業生産面はもとより、健全な経営体の管理運営等、その役割は益々大きくなっている。このため、家族経営協定等に基づ

いた女性農業者の就農条件の明確化や営農能力の向上、地域農業の担い手としての能力向上を図るなど、女性農業者がいきいきと活躍できるような環境整備に努める。

さらに、農業経営及びこれに関連する活動に積極的に参画する女性農業者を育成するため、 地域社会における男女共同参画の啓発に努める。また、農業政策の決定や推進の場への参画 ができるよう環境の整備に努める。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

(単位:人)

								(+1	<u> </u>	/ ()			
	区分	後 業 地									1= \		
т	т п		市内市外		勤務地不明			合計					
I	11 II	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男。	女	計
恒	林業	1	0	1	1	0	1	0	0	0	2	0	2
常	漁業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
的	鉱業、採石業、砂利採取業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
勤	建設業	7	3	10	2	0	2	1	0	1	10	3	13
務	製造業	14	2	16	10	1	11	1	1	2	25	4	29
伤	電気・ガス・熱供給・水道業	4	0	4	2	0	2	0	0	0	6	0	6
	情報通信業	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0	1
	運輸業、郵便業	3	0	3	5	0	5	1	0	1	9	0	9
	卸売・小売業	4	4	8	3	0	3	2	0	2	9	4	13
	金融、保険業	1	1	2	1	0	1	0	1	1	2	2	4
	不動産業、物品賃貸業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	学術研究、専門・技術サービス業	0	0	0	1	1	2	1	0	1	2	1	3
	宿泊業、飲食サービス業	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	1
	生活関連サービス業、娯楽業	2	0	2	1	0	1	0	0	0	3	0	3
	教育•学習支援業	1	2	3	1	2	3	0	1	1	2	5	7
	医療、福祉	7	9	16	3	2	5	0	2	2	10	13	23
	複合サービス事業(郵便局、協同組合等)	10	0	10	1	2	3	2	0	2	13	2	15
	その他サービス業	7	2	9	4	1	5	2	0	2	13	3	16
	公務	19	0	20	8	4	12	1	0	1	28	4	33
	その他	17	11	28	2	0	2	1	0	10	20	11	31
	職業無回答 小 計	7	2 36	10	0 46	13	0 59	7 19	5	12	14	7	22
		104		142					11	30	169	60	231
自	林業 漁業	6	2	8	0	0	0	0	0	0	6	2	8
営		3 2	1	2	0	0	0	0	0	0	2	0	2
業	鉱業、採石業、砂利採取業 建設業	13	0	16	2	0	0 2	0 2	0	2	17	3	20
	製造業	4	1	5	0	0	0	1	0	1	5	<u>3</u>	6
	電気・ガス・熱供給・水道業	1	1	2	1	0	1	3	0	3	5	1	6
	情報通信業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	運輸業、郵便業	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0	
	卸売·小売業	2	0	3	0	0	0	0	0	0	2	0	3
	金融、保険業	2	0	2	0	0	0	0	0	0	2	0	2
	不動産業、物品賃貸業	3	2	5	0	0	0	1	0	1	4	2	6
	学術研究、専門・技術サービス業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	宿泊業、飲食サービス業	2	0	2	0	0	0	0	0	0	2	0	
	生活関連サービス業、娯楽業	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	0	1
	教育•学習支援業	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1
	医療、福祉	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1
	複合サービス事業(郵便局、協同組合等)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	その他サービス業	3	1	4	0	0	0	0	2	2	3	3	
	公務	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	17	7	24	2	0	2	6	4	10	25	11	36
	職業無回答	6	3	9	0	0	0	21	16	37	27	19	
	小 計	66	21	88	5	0		35	22	57	106	43	
	* H!	0.0	<u>-</u>	55	J	J	J	3	1	٥.	100	10	100

(単位:人)

(単位								エ・ノ	()				
	区分					従	当	É	地				
	<u> </u>		市内			市外		勤務	务地不	明		合計	
I	П	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
出	林業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	漁業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
稼	鉱業、採石業、砂利採取業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ぎ	建設業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0
	電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0
	情報通信業	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0
	運輸業、郵便業	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0
	卸売・小売業	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0
	金融、保険業	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0
	不動産業、物品賃貸業	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0
	学術研究、専門・技術サービス業	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0
	宿泊業、飲食サービス業	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0
	生活関連サービス業、娯楽業	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0
	教育•学習支援業	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0
	医療、福祉	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0
	複合サービス事業(郵便局、協同組合等)	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0
	その他サービス業	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0
	<u> </u>	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0
	<u>公傍</u> その他	_	0	0	0	0	0	-	0			0	
		0				0	0	1 0		0	1		0
	職業無回答	0	0	0	0				0			0	
	小計	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	0	1
日	林業	1	0	1	4	0	4	0	0	0		0	5
雇	漁業	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0
い	鉱業、採石業、砂利採取業	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0
	建設業	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0
	製造業	2	1	3	1	0	1	0	0	0		1	4
臨	電気・ガス・熱供給・水道業	1	0	1	0	0	0	0	0	0		0	1
	情報通信業	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0
, , ,	運輸業、郵便業	0	0	0	0	0	0		0	0		0	0
い	卸売・小売業	2	2	4	1	0	1	0	0	0		2	5
	金融、保険業	0	0	0	0	1	1	0	0	0		1	1
	不動産業、物品賃貸業	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0
	学術研究、専門・技術サービス業	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0
	宿泊業、飲食サービス業	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0
	生活関連サービス業、娯楽業	1	0	1	0	1	1	0	0	0		1	2
	教育·学習支援業	1	2	3	1	0	1	0	0	0		2	4
	医療、福祉	1	3	4	1	0	1	0	0	0		3	5
	複合サービス事業(郵便局、協同組合等)	4	1	5	0	0	0	0	0	0		1	5
	その他サービス業	3	4	7	0	0	0	0	1	1	3	5	8
	公務	3	0	3	1	0	1	0	0	0		0	4
	その他	5	3	8	1	0	1	0	1	1	6	4	10
	職業無回答	3	0	3	0	0	0	0	0	0	3	0	3
	小計	27	16	43	10	2	12	0	2	2	37	20	57
		197	73	273	61	15	76	55	35	90	313	123	439
(分)	出典:平成30年実施農振アンケ	l =	田木パ	・トフ							-		

(注)出典:平成30年実施農振アンケート調査による 性別無回答者がいるため、男性回答者数と女性回答者数の和が合計と一致しない箇所がある。

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

副業的農家や準主業農家の安定的な就業の場を確保するために、新産業創造の育成に 努め、地場産業振興を促進し農業従事者の安定的な就業機会の確保を図る。

また、兼業化や担い手の高齢化が進行するなかで、それによって生じる遊休農地等を中核農家へ集積、流動化し、生産性の高い農業構造の確立を図る。

3 農業従事者就業促進施設

特になし。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

第8 生活環境施設の整備計画

1 生活環境施設の整備の目標

本市の農業地域は中心市街地を取り囲む形で形成され、自然環境にも恵まれた田園地帯であり、また、交通の便にも恵まれ、おおむね良好な生活環境を有している。

一方で、近年における農業地域の生活環境は、宅地開発等による都市化が進展し、自動車等の騒音や生活排水による水路・河川の水質汚濁等の都市型・生活型の環境問題などが課題として生じている。

今後は、内野地区農業集落排水において未接続世帯の加入を推進するとともに、施設 の適正な運営を継続、農業用水の汚濁防止に努める。

農業生産に際しての環境保全については、生産活動に伴って排出される廃プラスチックの適正な処理が行われるよう、嘉飯桂地域農業用使用済みプラスチック等適正処理推進協議会等と連携しながら、適正な処理を推進する。また、畜産環境の保全と良質堆きゅう肥の生産及び積極的な活用を推奨し、地域リサイクルによる自然と調和した環境保全型畜産経営を推進する。

2 生活環境施設整備計画

生活環境施設の具体的な整備計画はない。

施設の種類	位置及び規模	利用の範囲	対図 番号	備考
該当なし				

3 森林の整備その他林業の振興との関連

特になし。

4 その他の施設の整備に係る事業との関連

第9 付図

別添

- 1 土地利用計画図(付図1号)
- 2 農業生産基盤整備開発計画図(付図2号)
- 3 農用地等保全整備計画図(付図3号)